

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算(第 10 号)	2
②	議案第 2 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算(第 1 号)	2
(2)	協議事項について	6
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	6
(3)	報告事項について	7
①	矢板市気候変動対策計画の策定に係るパブリックコメントの結果について...	7
②	矢板市立地適正化計画の策定について	8
③	矢板市都市計画マスタープランの見直し策定に係るパブリックコメント の結果及び策定について	10
4	その他	12
5	閉会	13

日 時	令和 5 年 3 月 3 0 日(木)	午前 10 時 01 分～午前 10 時 27 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 市民生活部長兼生活環境課長 村 上 治 良
- ⑦ 都市整備課長 佐 藤 裕 司

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ
出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：01）

本日の会議は説明質疑等発言については、簡潔にお願いいたします。

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第 385 回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、補正予算 2 件であります。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）

② 議案第 2 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長 （1）報告事項について、①及び②について、一括説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、城の湯温泉センター改修事業に係る地方創生拠点整備交付金の内示、地方交付税及び市債の確定、そして寄附金の増加等に伴う補正であります。

それでは補正予算書の 1 ページになります。議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）以下の朗読は省略させていただきます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正です。まず歳入につきましては、11 款 地方交付税から 22 款 市債で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は、3 億 1,658 万 9 千円。歳入総額が、161 億 1,018 万 9 千円となります。下段の歳出であります、2 款 総務費から 7 款 商工費で補正を行っております。歳出補正額の合計は 3 億 1,658 万 9 千円、歳出総額は 161 億 1,018 万 9 千円となります。

次のページ、4 ページになります。第 2 表 繰越明許費補正です。繰越明許費の追加といたしまして、まず、最後のスポーツツーリズム推進事業につきましては、こちら城の湯温泉センター改修事業でありまして、国の令和 4 年度補正予算（第 2 号）において措置されました、地方創生拠点整備交付金の採択に伴い、令和 4 年度を予算に計上いたしますが、事業の年度内完成が見込めないため繰越をするものであります。そして 1 行目と 2 行目、こちら城の湯温泉センターの改修に伴い実施するものでありまして、健康増進事業はフードモデルの購入であります。健康マイレージ事業は体組成計の購入であります。いずれも年度内の完了が見込めないため繰越をするものであります。3 行目の森林経営管理事業につきましては、庁用自動車の購入でありまして、コロナ禍などの影響によりまして、年度内の納入が困難なため、繰越をするものであります。

続いて第 3 表 地方債補正です。1 の地方債の追加につきましては、城の湯温泉センター改修事業に係る地方債を新たに追加するものであります。2 の地方債の変更は、事業費確定などにより、それぞれ限度額を変更しております。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書で説明いたします。予算に関する説明書の４ページ、５ページになります。２の歳入です。１１款 地方交付税は特別交付税の確定による追加計上であります。１５款 国庫支出金は、城の湯温泉センター改修事業に係る地方創生拠点整備交付金であります。施設整備費のほか、効果促進事業として、健康づくり事業に係る備品購入費に対しての補助でありまして、補助率は２分の１であります。１８款の寄附金は、ふるさと納税寄附金におきまして、１２月にも増額補正を行いました、さらに追加計上をするものであります。２２款 市債は、１目の総務債と３目の土木債につきましては、事業費確定による補正であります。財産管理事務は、泉中学校の施設転用複合化事業となります。

続きまして、６ページ、７ページの３の歳出です。２款１項５目 財産管理費の積立金は公共施設整備基金への積立金であります。これにより、令和４年度末で約７億 ８,２００万円になる見込みであります。６目の企画費の積立金、こちらは、ふるさと納税基金への積立金であります。

続きまして、４款１項１目 保健衛生総務費、こちらは城の湯温泉センターの改修に伴い実施する健康増進事業、そして健康マイレージ事業におけますフードモデルの購入費、そして体組成計の購入費であります。フードモデルは３４６種類、体組成計は２台分であります。続きまして、２款１項３目

観光費、城の湯温泉センター改修事業でありまして、国の令和４年度補正予算第２号において措置されました、地方創生拠点整備交付金の採択に伴い、令和４年度を予算に計上するものであります。こちら改修工事費等を工事監理業務委託となります。

令和４年度矢板市一般会計補正予算（第１０号）の説明は以上となります。

続きまして、議案第２号 令和５年度矢板市一般会計補正予算（第１号）

について御説明させていただきます。

この補正予算につきましては、城の湯温泉センター改修事業にかかる予算の計上、そして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う補正であります。

それでは補正予算書の1ページになります。議案第2号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第1号）以下の朗読は省略いたします。

2ページ、3ページになります。第1表 歳入歳出予算補正です。まず歳入につきましては、15 款 国庫支出金から 22 款 市債で補正を行っております。歳入補正額の合計 1,631 万 1 千円、歳入総額 151 億 931 万 1 千円となります。下段の歳出です。4 款 衛生費、そして 7 款 商工費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計 1,631 万 1 千円、歳出総額 151 億 931 万 1 千円となります。次に4ページです。第2表 地方債補正でございますが、地方債の廃止につきましては、城の湯温泉センター改修事業の令和4年度予算措置に伴いまして廃止するものであります。

それでは予算に関する説明書のほうで説明いたします。4ページ、5ページになります。15 款 国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかるものであります。1 項 2 目 衛生費国庫負担金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございまして、医療機関におけるワクチン接種などに要する経費に対しての負担金となります。2 項 3 目の衛生費国庫補助金、こちらはコールセンター設置などに要する経費への補助金であります。19 款 繰入金と 22 款 市債は城の湯温泉センター改修事業に伴う減額となります。

続いて6ページ、7ページの歳出になります。4 款 1 項 1 目の健康づくり事業、こちら城の湯温泉センター改修事業の令和4年度を予算措置に伴う減

額となります。次に２目 予防費、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費でありまして、国が実施期間を令和６年３月３１日まで延長したことに伴うものであります。医療機関への接種委託料とコールセンターの運営に要する経費などのほか、通知等の印刷、郵送料など事務的経費であります。続いての７款１項３目の観光費、こちら再三出ておりますが、城の湯温泉センター改修事業を令和４年度に予算措置したことに伴う減額となります。最後の８ページ、９ページの給与費明細書につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員１名分の内容でございます。雑駁ですが説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） おはようございます。①会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。第 385 回随時会議の議会運営については、去る 3 月 28 日、午前 10 時から第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日 1 日と決定をいたしました。議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、即決をお願いいたします。

何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。

議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 矢板市気候変動対策計画の策定に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○生活環境課長（村上治良） 矢板市気候変動対策計画の策定に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

別添資料を御覧ください。パブリックコメントの結果につきましては、別記様式第2号（意見募集結果）に記載のとおり、令和5年2月24日から3月23日までを募集期間としておりましたが、市民の皆様からの御意見は寄せられませんでした。また、3月23日に開催いたしました矢板市環境審議会において、本計画の策定について御審議いただき、了承する旨の答申をいただいたところであります。

これらの結果、本計画につきましては、2月24日の全員協議会に報告した内容から変更はございませんので、矢板市気候変動対策計画は令和5年3月策定とさせていただきます。

公表につきましては、本日の全員協議会終了後、市ホームページにて本計画を公開するとともに、今後、広報やいたにも掲載するなど、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、新年度から本計画の「緩和策」と「適応策」からなる二つのアプローチを押し進め、2050年ゼロカーボンに向けて、市民・事業

者・行政が、それぞれの役割分担のもと、協働した気候変動対策の取組を進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長 説明は終わりました。

御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市立地適正化計画の策定について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○都市整備課長（佐藤裕司） 矢板市立地適正化計画の策定について御報告いたします。

矢板市立地適正化計画は、誰もが生活しやすい都市形成の推進、市街地における都市機能と人口密度の維持を目指すため、コンパクトシティ形成に向けた取組を明確化することを目的として、明日3月31日に策定し、公表いたします。

公表日から効力が発生することから、矢板市都市計画審議会で原案を決定した後は、昨年11月2日から市ホームページで届出制度に関する事前の周知を実施しているほか、広報やいた2月号にも記事を掲載し、広報活動を行ってまいりました。

矢板市適正化計画の概要につきましては、別添の概要版のとおりです。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。

御質疑等はありませんか。

○掛下議員 報告事項ということですが、意見としていいですか。

○議長 この場合は、一応報告だけ聞いていただきたいのですが。

○掛下議員 それではですね、すいません。

○議長 質問ですか。

○掛下議員 質問は意見駄目なのですか。

○議長 今の説明に対しての質問ならいいですけども。

○掛下議員 それでは、我々の郊外に住んでいる、若い人のお話がありまして、お手紙も来ている状況だけお話しておきたいのですが、大田原が勤め先で矢板をわざわざベッドタウンとして選んで住んでいる方です。その人は今回この矢板市立地適正化計画について話をすると、もしそれを知っていれば、矢板市に来るのではなかったというお話とお手紙いただきまして、やはりいろいろな意味で、全体の人口増加には郊外も含めて発展させないと、人口増加につながらないということを、ぜひ、執行部のほうは頭に入れて欲しいなと思います。

やはり中心部だけ繁栄して、全体としての人口枠を増やさないと、矢板市全体としては繁栄しないと思うのですね。そういった意味から、矢板市の特徴である郊外も含めた、トータル的な発展を望むわけで、そういった意見、お手紙がありましたということだけ、今回お伝えしておきたいと思います。

必要であれば、お手紙を渡したいと思いますけども、よろしくお願いします。

○議長 質問ではないですね。ほかに御質疑はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 矢板市都市計画マスタープランの見直し策定に係るパブリックコメントの結果及び策定について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○都市整備課長 矢板市都市計画マスタープランの見直し策定に係るパブリックコメントの結果及び策定について御報告いたします。案につきましては、1月20日から2月20日までの間パブリックコメントを実施した結果、9名の方から35件の御意見をいただきました。

それぞれの意見に対する市の考え方は、別記様式第3号のとおりでございます。パブリックコメントの意見を計画に反映させたのは、17番の意見でございます。この意見は、矢板地域の都市整備方針に、空き家の活用を明記すべきという意見です。市全体の整備方針の土地利用には、空き家対策を掲げておりますが、地域別整備方針にはその記載がありませんでしたので、矢板地域及び片岡地域の整備方針の土地利用の住宅地の箇所において、専用住宅地の欄の末尾に市街地のスポンジ化の抑制に向けた空き家・空き地対策を追加いたしました。意見の中で最も多かったのは、都市計画に係る要望や事業実施にあたっての要望でした。このような意見につきましては、まちづくりに当たっての参考とし、修正せず、案のとおりといたしました。他計画の記載に対する指摘や、都市計画マスタープランの趣旨に沿わない意見等は修正せず、案のとおりといたしました。

概要は以上でございますが、パブリックコメントの結果につきましては、全員協議会終了後に市ホームページに公開し、周知してまいります。

次に、矢板市都市計画マスタープランは、前回の見直し策定からおおむね10年が経過し、上位計画の改定があったこと及び矢板市立地適正化計画、矢板市景観計画を策定することに合わせ、新たに策定いたしますが、最終案に

つきましては、去る 3 月 22 日に開催された市都市計画審議会にて原案を決定いたしました。

矢板市都市計画マスタープランの概要につきましては、別件の概要版のとおりでございます。矢板市立地適正化計画の策定に合わせ、明日 3 月 31 日に策定し公表いたします。報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○掛下議員 今回の都市計画の 10 年ごとの大変重要な内容です。

意見もたくさん出ておりますので、採用が 1 件だけということでお話ありましたけども、もう少し内容を吟味していただいて都市計画の中に採用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長 掛下議員の御質問に対してお答えいたします。

先だつての市議会一般質問での質疑でも申し上げましたけれども、パブリックコメント意見公募というのは、市民の皆様から御意見をいただくと、それを認める、認めないという内容のものではありません。どなたかの広報誌で全て却下をされたというような記載がございましたが、大変恐縮でございますが、パブリックコメント意見公募、それについての認識が掛下議員は誤られているのではないかとこのように思います。それに尽きます。

○議長 よろしいですか。

○掛下議員 パブリックコメントは意見が反映されなければ、意見公募する意味がないと思うのですが、市長の言っていることがよく分かりませんが。

○議長 よろしいですか。

○掛下議員 パブリックコメントの扱いについて、それを採用しないということに対して、意味が分からないのですが。それがなぜ採用されないのか、要するに採用しなくても当たり前だというような雰囲気のことを聞いたので、

ちよつと・・・。

○議長 暫時休憩します。 (10:24)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (10:25)

その他に何か質疑ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かございませんか。

○総務課長 それでは、国の追加経済対策に伴う補正予算の編成について御説明いたします。なお、資料はございませんので、お聴き取りをお願いいたします。

国におきましては、3月22日の物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、令和4年度予算の予備費を活用した、新たな物価高対策を取りまとめたところでございます。その主な内容は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、低所得世帯への支援や、物価高騰の影響を受けた生活者事業者等への支援のほか、臨時交付金とは別に、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給等が盛り込まれております。

現在のところ、国から詳細な内容が示されておきませんので、予算編成の時期は未定ではありますが、国から内容が示され次第、速やかに予算を編成し、その予算を執行したいと考えております。そのため、4月以降予算案がまとまりましたら、議案を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかにありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(1 0 : 2 7)

令和 年 月 日

議長